## 飯塚市役所有料駐車場管理規程

### 1 名称

飯塚市役所有料駐車場 飯塚市新立岩1469番地1 他

- 2 駐車場管理者
  - (1) 所在地 飯塚市新立岩5番5号
  - (2) 名 称 飯塚市総務部長
- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 利用 (第7条-第14条)
- 第3章 使用料及び算定等(第15条-第17条)
- 第4章 引取りのない車両の措置 (第18条-第21条)
- 第5章 保管責任及び損害賠償責任(第22条-第26条)
- 第6章 雑則(第27条)

### 第1章 総則

(通則)

第1条 飯塚市役所有料駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関する事項は、 この規程による。

(契約の成立)

第2条 駐車場の使用者(以下「使用者」という。)は、この規程に定めるもののほか、飯塚市行政財産使用料条例(平成18年飯塚市条例第54号。以下「条例」という。)及び飯塚市有料駐車場管理規則(平成29年飯塚市規則第4号)の規定を承認の上、駐車場を使用するものとする。

(使用時間)

第3条 駐車場の使用時間は、午前0時から午後12時までとする。

(使用期間の制限)

第4条 駐車場の1回の使用は、駐車券の交付を受けた日から起算して2日間を超えることができない。ただし、あらかじめ管理者が認めた場合は、この限りでない。

(休業日等)

- 第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の全部又は一部の 使用を休業することができる。
- (1) 自然災害、火災、爆発による駐車場施設又は機器の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 駐車場の安全を確保できないおそれがあると認められる場合
- (3) 駐車場施設又は機器の工事を行うため必要があると認められる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、庁舎管理上必要があると認められる場合。

(使用することができる自動車)

第6条 駐車場を使用することができる自動車の種別は、道路交通法(昭和35年法律 第105号)第3条に規定する普通自動車(積載物又は取付物を含めて、長さ5.0メートル以下、幅2.0メートル以下、高さ2.5メートル以下のものに限る。)とする。

## 第2章 利用

(駐車場の入出等)

- 第7条 駐車場内へ入ろうとするときは、入口の駐車券発行機により駐車券の交付を 受け、駐車位置に入庫するものとする。
- 2 駐車場から出庫するときは、出口の料金精算機に駐車券を挿入し、使用料を納付し、出庫するものとする。
- 3 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

- 第9条 使用者は、駐車場内を通行するときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する自動車の通行を優先すること。

- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、利用上の注意又は係員の指示に従うこと。

# (禁止行為)

- 第10条 使用者は、駐車場内で次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 駐車場の施設、設備等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 火気を使用すること。
- (3) みだりに騒音を発すること。
- (4) 他の自動車の駐車又は通行を妨げること。
- (5) その他駐車場の管理に支障を与えること。

## (遵守事項)

- 第11条 前条に掲げるものの他、使用者は駐車場内において、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 駐車場において飲酒、宿泊しないこと。
- (2) ビン、缶、紙屑、ぼろ切れ、吸い殻及び雑誌等のごみを捨てないこと。
- (3) 駐車場内の施設、機器、他の自動車及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに責任者に届け出ること。
- (4) 駐車中は必ずエンジンを停止し、自動車から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めるほか、貴重品、子供、ペット等を車内に放置又は置き去りにしないこと。
- (5) 駐車場内での営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為をしないこと。
- (6) その他駐車場の管理業務又は他の使用者に迷惑となる行為をしないこと。

# (入庫の拒否)

- 第12条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入庫を拒否することができる。
- (1) 自動車が発火性又は引火性を有する物品、爆発物その他危険な物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設、機器、他の自動車及びその取付物等を損傷するおそれがあると 認められるとき。
- (3) 自転車、原動機付き自転車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車、バギー、トライク等と呼ばれる車両及び三輪車両

(4) 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(出庫の拒否)

- 第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、自動車の出庫を拒否することができる。
- (1) 使用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 使用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき。

(事故に対する措置)

- 第14条 管理者は、駐車場内において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、 自動車の移動その他必要な措置を講ずることができる。
- 第3章 使用料及び算定等

(使用料)

第15条 使用料は別表のとおりとする。

(使用料の算定基礎)

第16条 前条の使用料の算定基礎となる時間は、駐車券の交付を受けた時刻から出庫する時刻までとする。

(使用料の免除)

- 第17条 使用料を免除する場合は、次のとおりとする。
- (1) 飯塚市役所本庁舎(市長が指定する施設を含む)に用務で来庁するとき。
- (2) 次に掲げる自動車が有料駐車場を使用するとき。
  - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する1級から3級までの身体 障がい者手帳(ただし、下肢障がいがある者にあっては4級までの身体障がい 者手帳)の交付を受けた者が、運転し、又は同乗する自動車
  - イ 福岡県療育手帳交付要綱(昭和49年2月1日施行)に規定する療育手帳(A判定) の交付を受けた者が、運転し、又は同乗する自動車
  - ウ 精神保健及び精神福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する1級から3級までの精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者が、運転し、又は同乗する自動車

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が減免すべき正当な理由があると認めると

## 第4章 引取りのない車両の措置

(引取りの請求)

- 第18条 使用者があらかじめ管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を 超えて自動車を駐車している場合において、管理者は使用者に対して通知又は駐 車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該自動車を引き取 ることを請求することができる。
- 2 前項の場合において、使用者が自動車の引取りを拒み若しくは引き取ることができないとき又は管理者の過失なくして使用者を確知することができないときは、管理者は、自動車の所有者等(道路運送車両法施行規則第35条の3に基づく自動車検査証)に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに自動車を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、使用者は当該自動車の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して自動車の引渡しその他の異議又は請求の申立てをしないものとする。
- 3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を明記することができる。
- 4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、自動車について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責めを負わない。

### (自動車の調査)

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、使用者又は所有者等を確知するため に必要な限度において、自動車(車内を含む。)を調査することができる。

#### (自動車の移動)

第20条 管理者は、次条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を 使用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、自動車を他の場 所に移動することができる。

### (自動車の処分)

- 第21条 管理者は、使用者及び所有者等が自動車を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、又は管理者の過失なくして使用者及び所有者等を確知することができない場合であって、使用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて自動車の引き取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引き取りがなされないときは、催告をした日から3か月を経過した後、使用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて自動車の売却、廃棄その他の処分をすることができる。
- 2 管理者は、前項の規定により自動車を処分した場合は、遅滞なくその旨を使用者 に対し通知し又は駐車場において掲示する。
- 3 管理者は、第1項の規定により自動車を処分した場合は、使用料並びに自動車の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは使用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを使用者に返還するものとする。

## 第5章 保管責任及び損害賠償責任

(保管責任)

- 第22条 管理者は、使用者に駐車券を交付したときから同券を回収するまで、自動車の保管責任を負う。
- 2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して、自動車を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その自動車に関する責任を負わない。

### (使用者に対する損害賠償責任)

第23条 管理者は、自動車保管に当たり、第24条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、自動車の滅失又は損傷について、当該自動車の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

### (自動車の積載物又は取付物に関する免責)

第24条 管理者は、駐車場に駐車する自動車の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

### (免責事由)

- 第25条 管理者は、次の各号に掲げる事由によって生じた自動車又は使用者の損害 については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責めを負わ ない。
- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該自動車の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他外来 駐車場内における事故
- (4) 第5条の規定による休業日等の措置
- (5) 第14条の規定による事故に対する措置

## (損害賠償の請求)

第26条 管理者は、使用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その使用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

### 第6章 雑則

(その他)

第27条 この規程に定めない事項については、法令等の規定に従って処理する。

### 附則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

別表 (第15条関係)

区分		使用料(1台につき)
市の休日(飯塚市の休日を定める条例	30分ごとに	100円
(平成18年飯塚市条例第2号) 第1条第1	1台	ただし、1日につき500円
項各号に掲げる日をいう。以下同じ。)		を上限とする。
市の休日以外	30分ごとに	200円
	1台	

# 備考

- 1 上記の使用料は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 出場1回につき30分以内の使用の場合は、使用料を徴収しない。
- 3 30分を超えて使用する場合で30分未満の端数があるときは、その端数は30分として計算する。

- 4 この表において「1日」とは、午前0時から午後12時までをいう。
- 5 市の休日及び市の休日以外の区分をまたがって使用する場合の使用料は、それぞれの使用料を合算した金額とする。